

美唄市公共施設等総合管理計画 概要版

平成29年 3月
令和 4年 3月 改訂

美 唄 市

I. はじめに

I-1. 総合管理計画策定の経緯と目的

本編第1章
P2

全国の地方公共団体等が所有する公共施設及びインフラ施設では、高度経済成長期に集中して整備された施設の老朽化や、これに伴う施設の維持管理・更新費等の増大が課題となっています。

これは本市においても同様の課題であり、これから一斉に更新時期を迎えます。そのため、施設整備費用が集中的に必要となります(「Ⅱ-4.財政と将来費用」のとおり)。また、今後の人口減少に伴う歳入の減少や、社会保障費等の増加なども踏まえると、本市の財政状況は厳しい状況が続くことが予想されます。

これらを踏まえて、持続的に公共施設および市民サービスを提供していくため、本市の公共施設等の「あるべき姿」とその実現に向けた方針を示す、「美唄市公共施設等総合管理計画」を策定します。

I-2. 計画期間

本編第1章
P4

本計画の期間は、将来の人口構造の変化や公共施設等の老朽化状況の見込み等を勘案し、中長期的な視点で取り組む必要があるため、令和3(2021)年度から令和32(2050)年度までの30年間とします。

I-3. 対象とする公共施設等について

本編第2章
P9

本市が保有する公共施設の建物棟数は255棟、総延床面積は約22万㎡です。内訳としては、公営住宅が約4割、学校教育系施設が約2割で半数以上を占めます。また、インフラ施設については以下に示すとおりです。

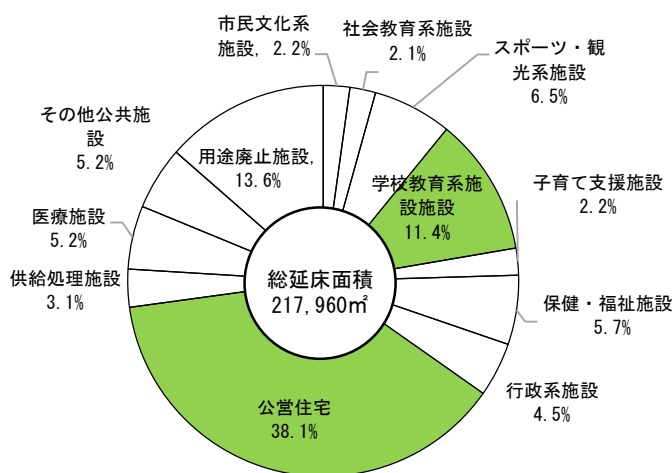
－ 公共施設の建物棟数と延床面積－

No	大分類	中分類	建物棟数	延床面積(㎡)	割合
1	市民文化系施設	集会施設	4	4,778.4	2.2%
2	社会教育系施設	図書館	8	4,639.5	2.1%
3	スポーツ・観光系施設	スポーツ施設	14	14,275.1	6.6%
4	学校教育系施設	学校	11	24,924.7	11.4%
5	子育て支援施設	幼保こども園	8	4,848.0	2.2%
6	保健・福祉施設	高齢福祉施設	21	12,483.5	5.7%
7	行政系施設	庁舎等	10	9,802.0	4.5%
8	公営住宅	公営住宅	92	83,009.6	38.1%
9	供給処理施設	供給処理施設	8	6,827.3	3.1%
10	医療施設	公立病院	11	11,424.8	5.2%
11	その他公共施設	その他公共施設	20	11,403.0	5.2%
12	用途廃止施設	用途廃止施設	48	29,543.9	13.6%
総計			255	217,959.7	100.0%

【インフラ施設】

◇一般道路	実延長	505,474m	面積	3,474,640㎡
◇自転車歩行者道	実延長	420m	面積	3,356㎡
◇橋りょう(256橋)	実延長	4,248m	面積	27,220㎡
◇上水道	導水管	20,030.14m		
	送水管	6,314.80m		
	配水管	334,236.88m		
◇下水道	実延長	182,782m	普及率	78.1%
◇公園	公園数	20箇所	面積	79.05ha

◆公共施設等のデータは、原則として令和3年(2021年)6月1日時点の資料に基づいています。
◆延床面積と割合は、小数点以下1桁目を四捨五入しています。



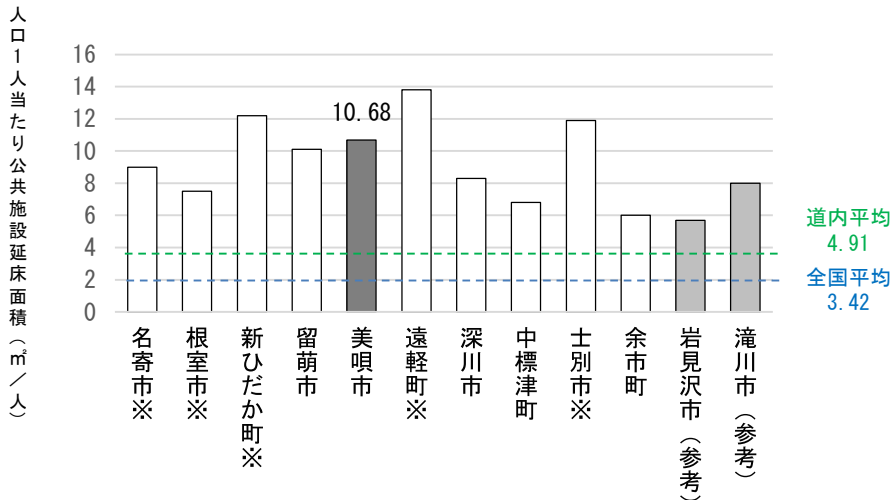
－ 施設類型毎の延床面積の割合－

II. 公共施設等を取りまく現状と将来の見通し

本編第2章
P10

II-1. 公共施設等の保有状況

本市が保有する公共施設の総延床面積を住民1人あたりに換算すると10.68㎡/人であり、全国平均3.42㎡/人の約3倍、道内平均4.91㎡/人の約2倍です。人口が同等規模の他市町村よりも比較的多くの公共施設を保有していることがわかります。



～道内の人口2万人～3万人規模の市町村の1人当たりの公共施設延床面積の比較～

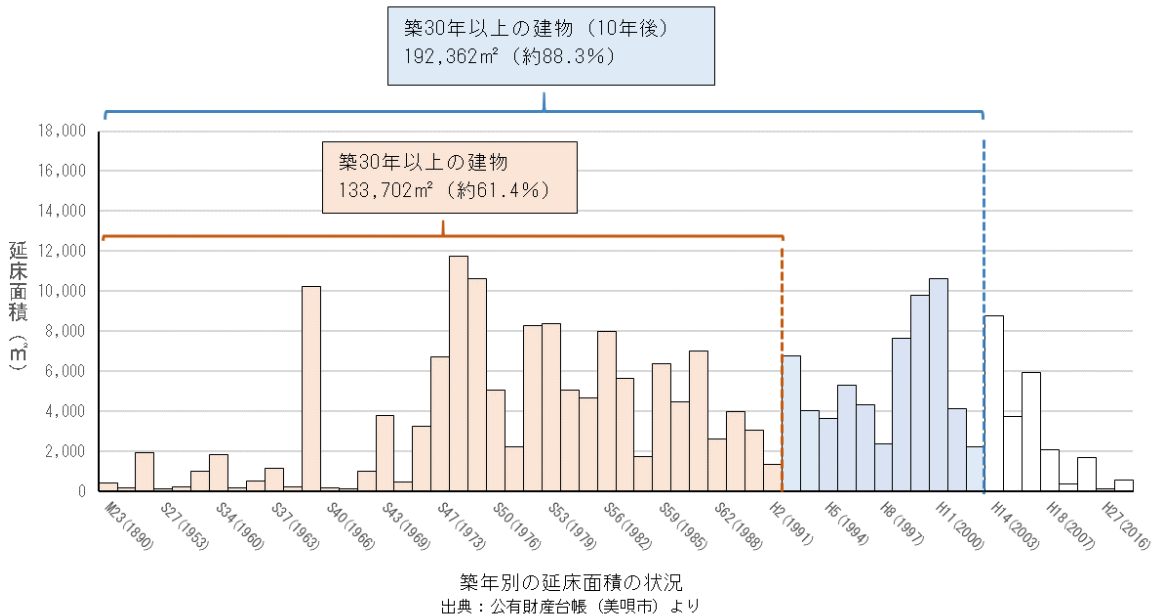
出典「全国自治体公共施設延床面積データ」東洋大学FFF研究センターより作成

※平成の大合併により複数の市町村が合併した市町

II-2. 公共施設の老朽化について

本編第2章
P11

本市が保有する公共施設は昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設された施設が過半を占めています。令和3年時点で建設後30年以上経過している施設が約61.4%あり、10年後には約88.3%が建設後30年を迎えることとなり、老朽化の進行による安全性の低下が懸念されます。

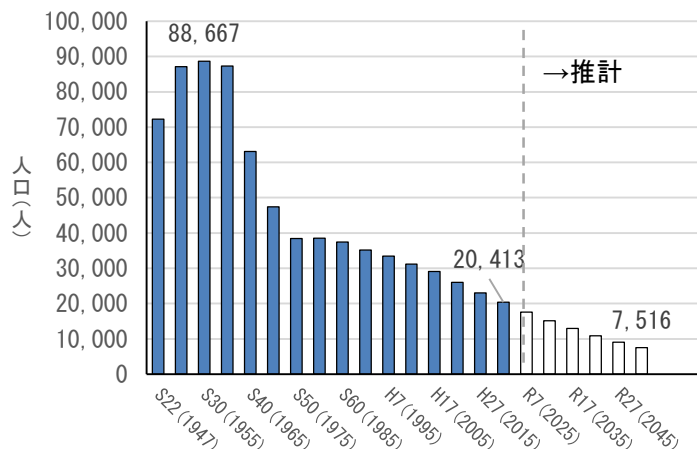


築年別の延床面積の状況
出典：公有財産台帳（美唄市）より

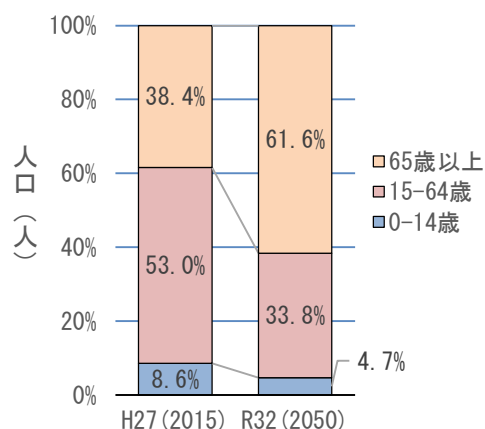
Ⅱ-3. 人口の状況

本市の人口は、昭和30年代をピークに人口減少に転じ、令和2(2020)年時点で20,413人となっています。「美唄市人口ビジョン」(令和元年3月)によると、令和32(2050)年の推計人口は7,516人であり、令和2(2020年)年時点の人口と比べると約63%の減少が見込まれており、今後も人口が減少することが予想されます。

将来人口の推計では、人口構成においても変化することが予想されるため、生産年齢人口(14～64歳)の減少による税収減と、高齢者人口(65歳以上)の割合増に伴う社会保障等の負担増が見込まれるなど、財政への影響が懸念されます。



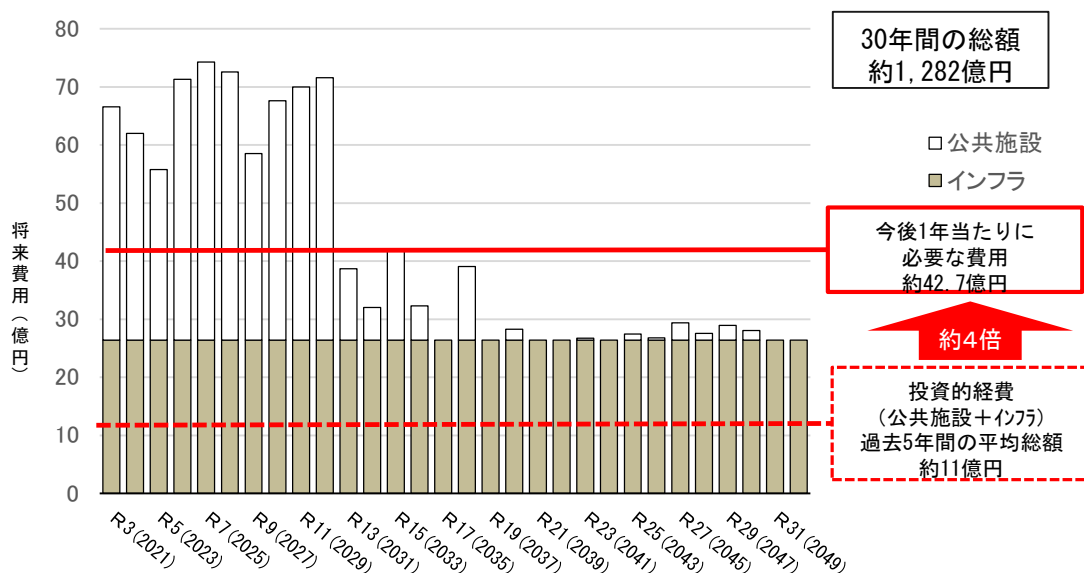
人口の推移
R7以降は美唄市人口ビジョンによる



年代別人口割合の推移
美唄市人口ビジョンによる

Ⅱ-4. 財政と将来費用

本市が保有する全ての公共施設とインフラ施設を現状のまま維持すると仮定した場合に要する費用の総計は、令和3(2021)年度から令和32(2050)年度の30年間で約1,282億円となります。総額を30年間で割り戻すと1年当たりに要する費用は約42.7億円となり、これは過去5年間(H28～R2年度)の投資的経費(公共施設とインフラ施設に支出した費用)の平均である約11億円/年に対して約4倍の費用になります。



III. 課題認識と計画の基本方針

本編第3章
P27～P29

Ⅲ-1. 課題認識と計画の基本方針

これまでの公共施設等を取り巻く人口動向や財政の状況、公共施設等の現状を踏まえると本市の公共施設等は供給面（保有状況や利用・運営状況など）、財政面（コスト状況など）、品質面（建物性能など）から多くの課題を抱える状況にあります。本市を取り巻く状況や公共施設等が抱える課題を踏まえ、次に示す基本理念を掲げて公共施設等のマネジメントに取り組みます。

また、基本理念の実現に向け、公共施設等総合管理計画に以下の3つを基本方針として定め、取組を進めていきます。

基 本 理 念

美唄市が保有する公共施設等が抱える課題を解決するためにファシリティマネジメントを取り入れ、施設総量の適正化や公共施設の長寿命化、品質の適正化を進めることで、市民が生き活きと暮らせる魅力あふれるまちづくりを進めます。

課 題

供 給 面

- ・ 多くの施設を保有
- ・ 人口減少と施設ニーズの変化
- ・ 余剰施設の発生

品 質 面

- ・ 公共施設の老朽化
- ・ バリアフリー化の遅れ
- ・ 事後保全型の維持管理

財 政 面

- ・ 更新費負担の増加
- ・ 歳入の減少
- ・ 充当可能な財源不足

基 本 方 針

人口規模に見合ったコンパクトなまちづくり （施設総量の適正化）

- ・ 保有施設の総延床面積を原則増やさない
- ・ 建替時は施設の統合や複合化を進める
- ・ 建替時は施設規模の適正化を検討する

安全・安心な公共施設等の整備 （長寿命化・品質適正化）

- ・ 長期保有をする施設の目標耐用年数の設定と計画的修繕による長寿命化
- ・ 建替時に、バリアフリーや防災性能などの社会的要求性能を確保する

公共施設等に関わるコストの縮減 （財政負担の軽減）

- ・ 住民利用施設やスポーツ・観光系施設の利用者数増加や受益者負担適正化
- ・ PPP/PFIの積極的な活用を進めることで、財源確保と投資平準化を図る

IV. 計画の目標

本編第3章
P30

IV-1. 計画の目標

基本理念と基本方針に基づき、本計画の目標を以下のように定めます。

供給目標

人口規模に見合ったコンパクトなまちづくりを進めるために、公共施設は人口減少に伴う需要減や施設ニーズを考慮し、本計画期間の30年間で総延床面積を平成28年比で30%削減を目指します。またインフラ施設は現状保有量を維持します。

品質目標

安全・安心な公共施設等の整備を進めるために、耐震化やバリアフリー化の完了を目指します。また、事後保全型の維持管理から予防保全型へ転換することで、施設の長寿命化と品質適正化を図ります。再生可能エネルギーについても積極的に導入検討を進めます。

財政目標

公共施設等に関わるコストを縮減するために、施設に関わる各種料金の見直しや管理運営の効率化、指定管理のさらなる導入を検討していきます。また、民間資金やノウハウの活用に向けたPFIの導入検討を進めます。

計 画 目 標

供給目標

- ・インフラは現状保有量を維持
- ・公共施設は人口減少に伴う 需要減や施設ニーズを考慮し、30年間で総延床面積 30% 削減

品質目標

- ・耐震化率 100%（耐震改修促進計画）
- ・バリアフリー化 100%（バリアフリー新法）
- ・脱炭素社会に向けた施設整備の推進
- ・事後保全型から予防保全型への転換

財政目標

- ・施設使用料や手数料 等の見直し
- ・施設管理運営の効率化
- ・予防保全への転換による改修コストの縮減
- ・民間資金・ノウハウの活用に向けた PFI 導入検討
- ・指定管理者制度のさらなる導入

個 別 方 針

公共施設等に関する基本的な考え方

本編第4章
P35～P43

- ・統廃合の推進方針
- ・点検・診断の実施方針
- ・維持管理・改修等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針

など

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と削減目標

本編第5章
P45～P72

- ・今後の基本的な方針
- ・削減目標

など

V. 施設類型ごとの方針と目標

本編第5章
P45～P72

V-1. 施設類型ごと基本的な方針と目標

施設類型ごとに今後の基本的な方針と削減目標を以下に示します。

No	施設類型	今後の基本的な方針	削減目標
1	市民文化系施設 ・公民館 ・生活館 ・市民会館等	市民文化系施設は、市民利用を目的とした施設である一方で、施設の稼働率が低い施設が多数あります。 また、建物築年数が30年以上経過しており、施設の老朽化が進行しているとともに、未耐震の施設があることから、施設の機能の見直しや複合化等を進めます。	30%
2	社会教育系施設 ・図書館 ・美術館 ・郷土史料館等	社会教育系施設は、市有施設として重要な建物が多いため、建物築年数が30年以上となる施設は、市内外の利用者が安全に利用できるように計画的な改修の検討を進めます。 また、施設に応じて、バリアフリー対策の検討を進めます。	10%
3	スポーツ・観光系施設 ・体育館 ・競技場 ・プール ・温泉施設等	スポーツ・観光系施設は、利用者のニーズがあり、施設の稼働率が高い施設が多くあります。 建物築年数は30年未満の建物が多いため、今後は長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、今後の施設整備に当たっては、近隣市町との施設の共有化等、広域利用も念頭に検討を進めます。	20%
4	学校教育系施設 ・小学校 ・中学校 ・給食センター	学校教育系施設は、学校教育上必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は、児童生徒の減少に伴い、小中一貫校や義務教育学校を含め集約化を検討します。	20%
5	子育て支援施設 ・保育所 ・こども園 ・子育て支援センター ・放課後児童施設	子育て支援施設は、子育て世代にとって必要な施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は長寿命化を目的とした改修や園児数に応じた機能の統合について検討を進めます。	10%

No	施設類型	今後の基本的な方針	削減目標
6	保健・福祉施設 ・老人福祉施設 ・保健センター ・総合福祉センター ・地域福祉会館等	保健・福祉施設は、市民の福祉向上や生活支援に必要な施設であるため、計画的な改修の検討を進めます。 老人福祉施設は耐震対策が未実施であり、建物築年数が約40年であるため、建替え等について検討を進めます。	20%
7	行政系施設 ・市庁舎 ・消防署 ・消防団詰所等	行政系施設は、市民の生活基盤となる施設である一方で、建物築年数が30年以上経過する施設が多いため、適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 また、防災上重要な施設の耐震対策は継続的に実施の検討を進めます。	30%
8	公営住宅 ・市営住宅 ・団地等	公営住宅は、その多くが市中心部にあることから、建物築年数や入居率に応じて、集約の検討を進めます。 また、市として供給する公営住宅の総量削減について検討を進めます。	30%
9	供給処理施設 ・し尿処理場 ・ごみ処理場等	供給処理施設は、市民の生活基盤を支える施設であり、市有施設として維持することが重要であるため、今後は適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修の検討を進めます。 なお、し尿処理場については、用途を廃止したことから計画的に解体の検討を進めます。	40%
10	医療施設 ・病院 ・病院職員住宅等	医療施設は、市民の健康保持に必要な医療を提供する施設であるため、今後は適正規模への建替えや長寿命化を目的とした改修を行います。 また、病院職員公宅は建物築年数が30年以上の施設が多いため、入居状況に応じて廃止します。	20%
11	その他公共施設 ・ピパオイの里プラザ ・駐輪場施設 ・火葬場等	その他公共施設は、共同浴場や火葬場など市民の生活基盤となる施設や教職員住宅があります。 今後も使用する施設は計画的な改修を行い、利用が見込まれない施設は、計画的に解体や売却の検討を進めます。	60%
12	用途廃止施設	用途廃止施設は、既に行政目的を終えた施設です。 今後については、売却又は有償貸与を優先的に進め、売却又は有償貸与が見込まれない施設は、計画的に解体を行います。	—

美唄市公共施設等総合管理計画 改訂版 - 概要版 -

発行 令和4年3月

編集 美唄市総務部美唄デザイン課

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

TEL:0126-62-3131 FAX:0126-62-1088